

パートナーシップ構築宣言の登録フローチャート

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな形をダウンロードして宣言文を作成、PDF形式でポータルサイト上にアップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。(宣言文に不備がある場合は事務局から連絡があります。)

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 ① 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

- ## ② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページをご参考ください)
- ## ③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

② ひな形 記載見本 記載要領

③

企業名 ※法人格と社名の間は空けしないでください。	必須	<input type="text"/>
企業名(ふりがな) ※法人格は入力しないでください。	必須	<input type="text"/>
法人番号 ※詳細は国税庁HPをご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。	必須	<input type="text"/>

例：株式会社パートナーシップ構築宣言
例：はーとなーしっぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)
例：1234567890123 (13桁の半角数字)
 個人事業主

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

- 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について 必須

「ひな形」の「2.「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型(主に製造業における金型等)を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

④ ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

⑤ 入力内容の確認

宣言文の作成方法

「パートナーシップ構築宣言」

のひな形

作成の際に削除

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様と価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier 1」まで）の連携により、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引先を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害対策、働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定を進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- 専門人材マッチング
- グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

具体的な取組内容を記載
積極的に取り組む内容は
1項目でOK
(次ページに宣言例を紹介)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や高慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者の苦情があった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の苦情を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

型を活用した取引がない場合は、この項目は削除番号を繰り上げて、「②手形などの～」とする

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工に使用される金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコ納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者を押し付けないように、また、事業再開等には、できる限り取引関係の

任意記載なので、なしの場合は空欄でOK

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

〇年〇月〇日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

PC等での入力OK

☑ 申請前にチェック

- 個別項目は、取引内容を具体的に記入しましたか
- 「②型管理などのコスト負担」は該当しない場合、削除しましたか
- 署名と宣言日付は記入しましたか
- ひな形の「赤文字」は削除しましたか
- PDFにしましたか

個別項目の宣言例

個別項目の宣言例をまとめています。宣言文の作成の際に、ご参考ください

a.企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等)

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。

b.IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等)

- DX 推進や IoT 実装を地域と連携して助言や支援を進める。
- 取引先とメールでやりとりをしている受発注をシステム化できるよう取り組む。

c.専門人材マッチング

- 取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動の人材育成活動を推進する。
- 取引先や関係する企業間で人材交流を図ることで、専門人材のマッチングを推進する。

d.グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等)

- 取引先の生産工程の低炭素化に向けて技術協力など支援する。
- 環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行う。

e.健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等)

- 企業間で連携して、産業保健活動と企業価値創造、日常生活におけるウェルネス活動の促進に努める。
- 従業員やその家族の健康が社会貢献の礎と考え、従業員が元気で働き続けられる職場づくりに努める。